# 入札説明書等の主な変更箇所一覧

# 入札説明書

No		該当箇所						変更前		変更後
NO	頁	数	(数)	カナ	(カナ) 英字	(英字)				
							1 入札説明書の定義		1 入札説明書の定義	
							この入札説明書は、愛知県(以	k下「県」という。) が「民間資金等の活用による公共施設等	整 この入札説明書は、愛知県(以下「県」	という。) が「民間資金等の活用による公共施設等の整
1	1	1					備等の促進に関する法律」(平成	11 年法律第 117 号、以下「PFI法」という。)に基づき、	- 成 備等の促進に関する法律」(平成 11 年法	聿第 117 号、以下「PFI法」という。)に基づき、平成
1	1	1					30年8月6日に特定事業として追	<b>選定した「愛知県営上和田住宅PFI方式整備事業」(以下</b>	30年8月6日 (平成30年12月11日付ける)	で一部変更)に特定事業として選定した「愛知県営上和
							業」という。)を実施する事業者	を募集及び選定するにあたり、入札参加を希望する者を対象	左交 田住宅 P F I 方式整備事業」(以下「本事	業」という。)を実施する事業者を募集及び選定するにあ
							付するものです。		たり、入札参加を希望する者を対象に交付	けするものです。
2	3	2	(1)	   +	(工)		(エ) 予定事業価格		(工) 予定事業価格	
		2	(1)	^	(-)		金 1, 420, 528, 200 円		金 1,500,642,600 円	
							a 県営住宅整備業務費について	、平成 31 年度以降、毎年度 1 回、各年度末の出来高部分に	a 県営住宅整備業務費について、平成	31 年度以降、一部支払いとして、各年度末の出来高部分
3	3	2	(1)	丰	(T) a		する費用の10分の9以内の額	を支払います。	に相応する費用の 10 分の 9 以内の額を	支払います。また、事業者は年度末の一部支払いの前に
	Ü		(1)	,	( )   a				各年度において2回を上限として当該語	情求時点の出来高部分に相応する費用の 10 分の 9 以内の
									額を請求できるものとします。	
							(2)選定の手順及びスケジュー	-ル	(2) 選定の手順及びスケジュール	
							選定にあたっての手順及びスク	ジュールは以下のとおりです。	選定にあたっての手順及びスケジューバ	レは以下のとおりです。
							スケジュール (予定)	内容	スケジュール (予定)	内容
							平成30年8月21日	入札公告、入札説明書等の公表	平成30年12月11日	入札公告、入札説明書等の公表
								入札説明書等に関する質問の受付	平成30年12月11日~平成30年12月17	□ 入札説明書等に関する質問の受付
							平成30年9月4日	現地見学会	平成30年12月13日	現地見学会
4	4	3	(2)				平成30年9月25日	入札説明書等に関する質問回答の公表	平成30年12月21日	入札説明書等に関する質問回答の公表
							平成30年10月5日	参加書類の受付	平成30年12月11日~平成30年12月27	
							平成30年11月20日	入札書類の受付	平成30年12月11日~平成31年1月7	
							平成31年1月	落札者の決定及び公表	平成31年1月7日	入札書類の受付
								特定事業者との特定事業仮契約の締結	平成31年2月	落札者の決定及び公表
							平成31年3月	特定事業者との特定事業契約の締結		特定事業者との特定事業仮契約の締結
									平成31年3月	特定事業者との特定事業契約の締結
							【追加】		エ 申込受付番号の交付	
									入札参加を希望する者は、「<様式3	>参加申込書」により申込受付番号の交付申請をするこ
5	5	3	(3)	工					ととします。県は、交付申請を行ったク	ブループの代表企業に、電子メールにて申込受付番号を通
									知します。	
									(ア) ~ (エ) (略)	
							(ア) 設計業務に当たる企業		(ア) 設計業務に当たる企業	
							設計業務に当たる企業は、次の	oa から f の要件を満たしていること。なお、複数の企業で業	系を 設計業務に当たる企業は、次のaからは	の要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を
6	8	3	(4)	イ	(ア)		分担する場合には、すべての企業 	が次の要件を満たしていること。		要件を満たしていること。ただし、(イ) 建設業務に当た
										場合、a 及び b の要件を満たしていなくとも参加書類を提
									出することができる。この場合にあって	は、平成 31 年 2 月の落札者決定日までに、 a 及び b の要

								件を満たさなければならない。
							(イ) 建設業務に当たる企業	(イ) 建設業務に当たる企業
							a 建設業務に当たる企業は、次の(a)から(c)の要件を満たす者がそれぞれ1者以上参加すること。	a 建設業務に当たる企業は、次の(a)及び(b)の要件を満たす者が1者以上参加すること。
7	8	3	(4)	1	(1)	а	(a) ①参加者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。なお、営業所には、主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可(変更許可を含む。)申請時に届け出たものをいう。以下(b)及び(c)並びにりにおいて同じ。)を含む。 ②参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が1,220点以上であること。 (b) ①参加者名簿に登録されている営業所が主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。 ②参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が920点以上であること。 (c) ①参加者名簿に登録されている営業所が主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が尾張建設事務所管内(名古屋市を除く)にあり、当該営業所で建築工事業を営んでい	
							ること。 ②参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が730点以上920点未満であること。	
							(ウ) 工事監理業務に当たる企業	(ウ) 工事監理業務に当たる企業
							工事監理業務に当たる企業は、次のaからgの要件を満たしていること。なお、複数の企業で業	工事監理業務に当たる企業は、次のaからgの要件を満たしていること。なお、複数の企業で業
8	9	3	(4)	1	(ウ)		務を分担する場合には、すべての企業が次の要件を満たしていること。	務を分担する場合には、すべての企業が次の要件を満たしていること。ただし、(イ)建設業務に
Ü				<u>'</u>				当たる企業が工事監理業務に当たる企業を兼ねる場合、a及びbの要件を満たしていなくとも参加
								書類を提出することができる。この場合にあっては、平成 31 年 2 月の落札者決定日までに、 a 及
								びbの要件を満たさなければならない。
9	10	3	(5)	ア			ア 入札及び開札の予定日時及び場所等	ア 入札及び開札の予定日時及び場所等
9	10	3	(3)				資格審査通過者は、以下のとおり入札書等を提出することとします。	申込受付番号の交付を受けた者は、以下のとおり入札書等を提出することとします。
							ア 事業提案書の提出	ア 事業提案書の提出
10	10		(5)				資格審査通過者の内、入札書に記載された入札金額が、予定事業価格から消費税及び地方消費税	入札参加者の内、入札書に記載された入札金額が、予定事業価格から消費税及び地方消費税相当
10	10	3	(5)	1			相当額を減じた額(以下「予定価格」という。)以下であった者は、以下のとおり事業提案書等を	額を減じた額(以下「予定価格」という。)以下であった者は、以下のとおり事業提案書等を提出
							提出することとします。なお、提出は代表企業が提出先へ持参又は郵送することとします。	することとします。なお、提出は代表企業が提出先へ持参又は郵送することとします。
							(工)提出部数	(工) 提出部数
							(略)	(略)
11	11	3	(5)	イ	(工)		<様式19>~<様式32>事業提案書 正本1部、副本10部	<様式19>~<様式32>事業提案書 正本1部、副本6部
							(図面集<様式 31>~<様式 32-16>はA3ファイル別冊綴じ)	(図面集<様式 31>~<様式 32-13>はA 3ファイル別冊綴じ)
							(服各)	(略)

								面集に関す	る留意事項について】		【図	面集に関す	る留意事項について】
						様式番号	図面名称	縮尺	留意事項	様式番号	図面名称	縮尺	留意事項
						(略)				(略)			
						32-5	外観透視図(鳥瞰、事業用地全体)	_	(略)	【削除	1		
						32-6	外観透視図(目線)	_	(略)	【削除			
						32-7	建替住棟基準階 平面図	1/300	(略)	32-5	建替住棟基準階平面図	1/300	(略)
						32-8	日影図	1/600	(略)	32-6	日影図	1/600	(略)
						32-9	建替住棟断面図		・建替住棟のみの断面図で、2面以上とします。	32-7	建替住棟立面図・断面		・建替住棟のみの立面図及び断面図で、それぞれ
12 1	11	3	(5)	イ	(エ)			1/300	・複数棟の場合、それぞれの棟毎に図示してください。			1/300	<ul><li>長辺方向1面以上とします。</li><li>複数棟の場合、それぞれの棟毎に図示してください。</li></ul>
						32-10	構造計画図		(略)	32-8	構造計画図		(略)
						32-11	建替住棟立面図	1/300	(略)	【削除			
						32-12	建替住棟住戸 タイプ別平面図	1/100	(略)	32-9	建替住棟住戸 タイプ別平面図	1/100	(略)
						32-13	建替住棟仕上げ表	_	(略)	32-10	   建替住棟仕上げ表	_	(略)
						32-14	将来用途変更可能空		・住棟内に設ける将来用途変更可能な空間を、用	32-11	将来用途変更後空間		・将来的に住戸を用途変更してできる空間を図示
							間平面図	_	途変更前及び用途変更後でそれぞれ図示してく ださい。		平面図	ĺ	してください。
						32-15	戸数変更後住戸タイ プ別平面図	1/100	・戸数変更後の各住戸タイプのプランを図示して ください。	32-12	戸数変更後 <mark>住戸</mark> 平面 図	1/100	・戸数変更後の4DK又は3LDKのプランを図 示してください。
						32-16	戸数変更後住棟平面 図	1/300	(昭)	32-13	戸数変更後住棟平面図	1/300	(照答)
13 1	13	3	(6)	Ď	(ア)	認められ	ない者は、本事業の入札に	こ参加するこ	県が参加書類を審査した結果、入札参加資格があるとことができません。なお、入札参加資格があると認めいて書面により説明を求めることができます。	が参加書なお、入	類を審査した結果、入札	参加資格がる	本事業の入札に参加することができません。また、県 あると認められない者が行った入札は無効とします。 た者は、県に対してその理由について書面により説明
14 1	17	5	(4)			【追加】					は落札者決定時から1週		下のものを県に提出することとします。
											秀視図(鳥瞰、事業用地全 		業用地全体を見渡すものとしてください。 替住棟を中心に目線レベルで作成してください。

### 様式集

				該当	箇所		変更前	変更後
No	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	
		'					事業提案書等に関する提出書類の枚数について次のとおり変更しました。	
							・ 4 枚を 3 ~ 4 枚に変更	
1	事業	提案書	等に関	する提出	書類の枚	数	様式25、26、27	
							・ 3 枚を 2 ~ 3 枚に変更	
							様式28、29、30	
							オ その他共通事項	オ その他共通事項
							(略)	(昭)
2	3	3	(1)	オ			・<様式12>~<様式39>については、右上に申込受付番号を記入してください。申込受付	・<様式12>~<様式39>については、右上に申込受付番号を記入してください。申込受付
							番号は、参加資格が確認された応募グループに通知します。	番号については、入札説明書をご確認ください。
							(略)	(昭各)
							(2) 参加書類に関する提出書類	(2) 参加書類に関する提出書類
							参加書類に関する提出書類を作成、提出するに当たっては、<様式3>参加申込書を表紙として、	参加書類に関する提出書類を作成、提出するに当たっては、<様式4>入札参加資格審査申請書
3	3	3	(2)				<様式4>~<様式11>を所定の順番でまとめ、フラットファイルA4版(チューブファイルA	を表紙として、<様式5>~<様式11>を所定の順番でまとめ、フラットファイルA4版(チュ
	3	3	(2)				4版でも可)縦置き左2穴綴じで1部提出してください。	ーブファイルA4版でも可)縦置き左2穴綴じで1部提出してください。
								なお、<様式3>参加申込書は申込受付番号の交付に使用しますので、別にご提出ください。提
								出方法については、入札説明書をご確認ください。

# 要求水準書

No				該当	箇所				変更前				変更後	
NO	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)							
1	8	3	(2)	オ				・住棟内に入居者間の交流の促進が	ぶできるような共有スペー	ースを整備すること。	[	【削除】		
								(ア) 住戸数及び住戸構成			(	(ア) 住戸数及び住戸構成		
								・住戸タイプごとの住戸専用面積	責及び住戸数は次表によ	る。		・住戸タイプごとの住戸専用面積	漬及び住戸数は次表による	00
								住戸タイプ	住戸専用面積	住戸数		住戸タイプ	住戸専用面積	住戸数
								1 D K	37 m²	_		【削除】	【削除】	【削除】
								2 D K	52 m²	67 戸から 72 戸		2 D K	52 m²	72 戸
								3 D K	64 m²	33 戸から 35 戸		3 D K	64 m²	32 戸
								4DK又は3LDK	75 m²	2戸		4DK又は3LDK	75 m²	_
9	Q	4	(2)	ア	(ア)			合計	_	104 戸		合計	_	104 戸
2	3	1	(2)		())			・2DK及び3DKの具体的な信	E戸数は上記の範囲で特別	定事業者の提案による。		【削除】		_
								・住戸専用面積は上記面積の5%	。以内の増加を認める。			・住戸専用面積は上記面積の5%	%以内の <mark>増減</mark> を認める。	
								・将来の入居者の世帯人数の増加	叩に対応するため、住戸	数を減らし、12~16 戸の4DK又は3		・将来の入居者の世帯人数の増加	加に対応するため、住戸数	なを減らし、12~16 戸の4DK又は3
								LDK(当初整備される2戸の	D4DK又は3LDKを	除く。)に変更できるようにすること。		LDK(【削除】)に変更できる	。 ようにすること。 ただし	、変更後の4DK又は3LDKの住戸
								ただし、変更後の4DK又はこ	BLDKの住戸専用面積	は上表によることとする。		専用面積は上表によることとで	する。	
								・将来の入居者の世帯人数の減少	に対応するため、当初整	<b>を備される4DK又は3LDKの住戸</b> タ		【削除】		
								イプを変更し、住戸数を増やす	ことができるようにす	ること。ただし、変更後の住戸タイプは				
								上表のいずれかとなるようにで	けること。					

					(イ) 構造等	(イ) 構造等
		(0)	-	(2)	・幼児・児童の遊び場や入居者の散策・交流など、周辺住民を含めた住民間のコミュニケーショ	・住戸のうち1戸は、将来的に外部に面する壁の一部又は全部を取り払い、幼児・児童の遊び場
3 9	4	(2)		(イ)	ンの生まれる、将来用途変更が可能な空間(1箇所、55 ㎡以上)を住棟内に配置すること。	や入居者の散策・交流など、周辺住民を含めた住民間のコミュニケーションの生まれる空間に
						用途を変更できるようにすること。
4 0	4	(9)	7	(ウ)	(ウ) 居住環境	(ウ) 居住環境
4 9	4	(2)		(9)	・住棟にはバルコニーを設けること。	・住棟にはバルコニーを設けること。(バルコニーの出は、1,500 (±300) とすること。)

# 要求水準書\_\_【別紙2】県営住宅設計基準

No	該当箇所		変更前			変更後			
NO	頁 数 (数) カナ (カナ) 英字 (英字)								
		(1) 住棟の基本構造			(1) 住棟の基本構造				
1	14 Ⅱ.建築編_第1章 一般共通事項_4.構造設計	(略)			(略)				
		<ul><li>● バルコニーの出は、Y₁通りカ</li></ul>	いら原則 1,500 とする。		○ バルコニーの出は、Y <sub>1</sub>	通りから原則 1,500 とする。【※白丸に変	变更】		
0	14 用 建筑石 笠 0 幸 /仁凯   下	(1) 仮囲い			(1) 仮囲い				
2	14 Ⅱ.建築編_第2章 仮設工事_1.一般事項	● 成形鋼板 (H=3,000)、搬入口	コはパネルゲートとする。		○ 成形鋼板 (H=3,000)、搬入口はパネルゲートとする。【※白丸に変更】				
		②玄関ホール			②玄関ホール	②玄関ホール			
		室名等	仕上げ	ř		仕上げ			
		至名寺 	床		室名等	床			
3	VI。標準仕様_ 1 頁	玄関	◎ 防水処理の上、県内産タ	( m/z \	玄関	○ 防水処理の上、県内産タ			
			イル(100 角)	(略)		イル(100 角)	(略)		
		ホール	(略)			【※白丸に変更】			
					ホール	(略)			

### 要求水準書\_\_【添付資料 03】事業用地インフラ関係現況図(参考)

No		Ī	核当箇所		変更前	変更後
INO	頁 数	(数) カ	ナ(カオ	-) 英字	(英字)	
		現況給	k供給処理	施設	【※インフラ施設あり】	【※インフラ施設なし(占部土地改良区所有のヒューム管及び一部の電柱・電線を除く)】
		現況排水	0.理施設(	汚水)		
1		現況排水	の理施設 (	雨水)		
		現況電	力供給処理	施設		
		現況ガ	ス供給処理	施設		

### 落札者決定基準

N-				該当	箇所			変更前	変更後
NO	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	10	II 企	:業の技	術力及で	び配置予定	定技術者	の施行	※5 建設業務に当たる企業の配置予定監理技術者に係る(1)、(2)、(3)の実績は、建築工事業	※5 建設業務に当たる企業の配置予定監理技術者に係る(1)、(2)、(3)の実績は、建築工事業
1	10	実績等						の総合点数が 1,220 点以上の企業が配置する監理技術者の実績を評価します。	の総合点数が最も高い企業が配置する監理技術者の実績を評価します。

### 特定事業契約書(案)

N-			該当	箇所		変更前	変更後
NO	頁 数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	
1	/ff. 0. 0. /Z			9.久		(対価の一部支払)	(対価の一部支払)
1	第33条			第33条 (略) ただし、この請求は、当該年度末に限る。	第33条 (略) ただし、この請求は、当該年度末及びその前に各年度において2回を上限とする。		